



移動式クレーンとは、「荷を動力を用いてつり上げ これを水平に運搬することを目的とする機械装置で 原動機を内蔵し 不特定の場所に移動させることができるもの」とされています。このうち つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンを **小型移動式クレーン** といい、この「つり上げ荷重の範囲で運転業務に就く者は移動式クレーン運転士免許又は **「小型移動式クレーン運転技能講習」**の資格が必要です。